

参考情報

移動式クレーン運転免許資格を持つ労働者から、以下の内容の電話がありました。(同種の電話が複数あり。)

東京労働局を名乗る者から、「あなたの移動式クレーン免許は古く、法律の改正により現在使用できません。30万円振り込みされれば免許が使用できるようになります。」との電話があったとのこと。

相手は、手続きされるのであれば振込先をファックスするとのことであったようです。

この方はひとまず東京局に連絡して確認してからと思い振り込まずに済んだとのこと。

同様の情報がありましたら、東京労働局安全課にご連絡下さい。

連絡先 東京労働局労働基準部安全課

電 話 03-3814-5316

(ダイヤルイン)

FAX 03-3814-5396